

聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第7号

聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町町長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成20年聖籠町規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理機構から委託を受けた事務のうち次に掲げる事務
 - （1） 事業の普及、啓発及び相談に関すること。
 - （2） 農用地等の保有及び利用に関する情報の提供に関すること。
 - （3） 農用地利用配分計画の案に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。